

家庭における省エネ支援事業（HEMS機器設置）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、兵庫県内の温暖化対策を進めるため、家庭内のエネルギー使用状況が見える化し、エネルギー使用の制御を可能にするホーム・エネルギー・マネジメントシステム（以下「HEMS機器」という。）を新たに設置する者に対し、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、設置機器費用の一部を補助することにより、HEMS機器の普及を図りながら家庭における省エネルギーを推進することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 この要綱に基づき補助金の交付の申請ができる者（以下「申請者」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）自らが居住する兵庫県内に所在する住宅（集合住宅を含む。店舗・事務所等との併用住宅は除く。以下同じ。）または、兵庫県内で自らが居住するために新たに建築する住宅にHEMS機器を設置しようとする者。
- （2）協会が実施する「うちエコ診断」を、1年以内に受診している者、または補助完了報告までに受診する者。
- （3）HEMS機器によりエネルギー使用量のモニタリングを行い、日常生活において制御機能を活用し、家庭における省エネを図る者。

（補助対象機器）

第3条 補助対象となるHEMS機器は、別記1に該当する機器とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別記2のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、補助金交付申請書（様式1）に下記書類を添付して、協会が別に定める時期までに提出しなければならない。

- （1）補助金にかかる誓約書（様式2）
- （2）設置予定機器リスト兼補助要件適合証明書（様式3）
- （3）設置しようとするHEMS機器が含まれる見積書の写し
- （4）設置しようとするHEMS機器の確認できるカタログ等の写し
- （5）申請者の現住所がわかる書類（住民票、運転免許証等）の写し
- （6）うちエコ診断受診申込書（1年以内に受診済みの場合は不要）
- （7）その他協会が必要と認めるもの

2 協会は、前項の規定による補助金交付申請書及び関係書類を受け取った後、当該申請に係る書類の審査を行い、適正な内容であると認めた時は、交付決定通知書（様式4）により通知するものとする。

3 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(補助事業の完了報告)

第6条 前条第2項により交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の完了後、速やかに補助事業完了報告書兼補助金請求書（様式5）に下記書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 補助金振込口座登録用紙（様式6）
- (2) 設置機器リスト兼領収内訳書（様式7）
- (3) HEMS機器が含まれる領収書の写し
- (4) HEMS機器の設置が確認できる写真
 - (①情報が表示されているモニターの画面、②主なHEMS機器の写真)
- (5) うちエコ診断受診証明書の写し（1年以内のもの）
- (6) その他協会が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第7条 協会は、前条の規定による報告書の提出があった場合には、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書（様式8）を補助事業者へ通知するものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定通知もしくは補助金の額の確定通知を受けた場合において、計画の変更等により、補助金の交付を取下げようとするときは、すみやかに補助事業申請取下げ届出書（様式9）を協会に提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第9条 協会は、補助事業者について相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、補助事業承継承認申請書（様式10）を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の支払)

第10条 協会は、第7条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 協会は、前項の規定により補助事業者に対して補助金の支払いをするときは、補助事業者が提出した申請書類に添付された、用紙（様式6）に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第 1 1 条 協会は次の各号の一に該当する場合には、第 5 条第 2 項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱に基づく協会の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第 7 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 協会は、第 1 項に基づく取り消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 協会は、第 1 項の規定による取り消しをした場合において、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 補助事業者は、第 4 項の補助金の返還の請求を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

(取得財産等の管理等)

第 1 2 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、5 年以上善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を協会に納付させることができる。

(個人情報の取扱い)

第 1 3 条 協会は、補助事業の実施にあたって知り得た個人情報については、本補助事業の実施にかかる目的にのみ使用する

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は協会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記1（第3条関係）

HEMS機器の要件

- 未使用品であること（中古品は対象外）。
- HEMS機器については、以下の要件をすべて満たしていること。
 1. 標準インターフェイスの搭載
「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
 2. エネルギーの使用状況の見える化
補助対象機器を設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。
 3. 省エネに資する制御機能の搭載
一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む。）を有していること。
※エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット／ピークシフト制御をHEMS機器により自動的に実行できること（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）。
 4. 創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続
創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。
※太陽光発電システム等の創エネ機器が設置された場合には創エネ機器による発電量等の情報、蓄電池等の蓄エネ機器が設置された場合には蓄エネ機器による充電量等の情報が取得出来ること。計測のみの接続を含む。
 5. クラウドサーバでのデータ蓄積
電力使用量データをクラウドサーバに蓄積するためのデータアップロード機能を有していること。
※機器登録事業者によるクラウドサーバにデータを蓄積できる環境を本補助事業終了後から少なくとも5年間維持し、そのうち直近の13ヶ月分を保存しておくこと。
※本事業において設置されたHEMS機器によりクラウドサーバ上に蓄積された電力使用量の実績データを協会の求めに応じて提供できること。
 6. 省エネ情報の提供
電力使用量に関わる情報に基づいた省エネを促す情報提供機能を有していること。

・下記表の●は必須要件であり、○は機能区分の中においていずれかが該当することを原則とする。

	HEMS 機能区分	対象機器の審査項目	要件
計測	電力使用量（※1）の測定 ・取得 ※2 （表示できることを前提とする）	住宅全体	●
		分岐回路単位	○※3
		部屋単位	○※3
		機器単位	○※3
		ガスコージェネレーションの発電量	○※3
		太陽光発電の発電量・売電量	○※3
		充電量・放電量（蓄電池設置の場合）	○※3
	電力使用量計測・取得間隔 ※4	30 分間隔以内	●
	データ蓄積期間 ※5 ※6 （表示できることを前提とする）	1 時間以内の単位 1 箇月以上	●
		1 日以内の単位 13 箇月以上	●
	データアップロード	クラウドサーバへの電力使用量データのアップロード※7	●
見える化	端末	独自端末 ※8	○※9
		タブレット	○※9
		スマートフォン	○※9
		P C	○※9
制御	標準インターフェイス	ECHONET Lite 規格の搭載	●
	自動制御機能	省エネに資する自動制御機能※10	●
情報提供	情報提供機能	電力使用量に関わる情報に基づいた情報提供機能※11	●
接続	エネルギー機器接続機能	創エネルギー機器および蓄エネルギー機器との接続機能※12	●

※1 積算消費電力量（Wh）または消費電力（W）

※2 HEMS 機器により電力使用量を測定するか、HEMS 機器が太陽光発電等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。

※3 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、売電量、充電量・放電量のいずれかが測定できること。

※4 積算消費電力量（Wh）の計測または取得間隔

※5 HEMS 機器により測定した電力使用電力量データを HEMS 機器、あるいは関連する外部機器に蓄積し続けることができる期間。

- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※7 クラウドサーバにデータが蓄積できる環境を本補助事業終了後から少なくとも 5 年間維持すること。
- ※8 壁面設置型の専用端末等を設置する HEMS 機器に付随する専用モニターのこと
- ※9 独自端末、タブレット、スマートフォン、P C のいずれか選択して「見える化」端末として表示することができること。
ただし、タブレット、スマートフォン、P C の購入費は補助対象外。
- ※10 エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御を HEMS により自動的に実行できること。使用者の確認を介した半自動制御を含む。
- ※11 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供が行えること。
目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。
- ※12 創エネ機器が設置された場合には創エネ機器による発電量等の情報、蓄エネ機器が設置された場合には蓄エネ機器による充電量等の情報が取得出来ること。計測のみの接続も含む。

別記 2（第 4 条関係）

補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	内容	補助金額
本体機器	・データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置など） ・通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタなど） ・制御装置（機器の制御に係るコントローラなど） ・モニター装置（独自端末など）	2 分の 1 上限額 1 0 万円 下限額 1 万円
計測装置	・計測装置（電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤など）	

- ※ 1 補助対象経費は、機器購入費とし、機器設置工事費用、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象としない。
- ※ 2 他の補助を同時に受けるときは、その補助金額を差し引いた金額を補助対象経費とする。
- ※ 3 補助金額は、千円未満を切り捨てた額とする。